

令和元年6月 農業委員会総会

1. 開会日時
閉会日時

令和元年6月25日(火) 9時00分
令和元年6月25日(火) 10時40分

2. 場 所

川棚町役場 第2別館 第一会議室

3. 農業委員

1番 2番 3番
4番 5番 6番
7番 8番 9番
10番 11番 12番
13番

(欠席 なし)

(遅刻 なし)

(早退 なし)

4. 最適化推進委員

17番 19番

5. 議事録署名人

2番 9番

6. 付議事件

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 協議事項

・農地利用状況調査の日程について

8. 報告事項

・平成31年度各大会への出席報告について

9. その他

・行事報告について

令和元年6月 農業委員会総会

事務局長

「ただいまから令和元年6月の農業委員会総会を開催いたします。」

(総会成立要件)
(過半数以上の出席)

「本日は全委員が出席ですので、総会は成立していることをご報告いたします。また、本日は推進委員の、〇〇委員、〇〇委員にも出席いただいております。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、6月の行事及び7月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「次回現地調査日を7月22日、総会開催日を7月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を7月22日、総会開催日を7月25日といたします。」
「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員ですのでよろしくお願いします。」

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員と〇〇委員をお願いいたします。」

会長

「それでは、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。」

事務局

2ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)

事務局	農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありましたように、議案第4号 3条1番、2番、4番は、すでに契約を結んでいるものの継続案件で特に問題ないかと思いますが、3条3番については所有権移転をとまなうものですので、調査委員と地元委員もかねて〇〇委員に説明をお願いしたいと思います。〇〇委員お願いします。」
委員	「8番、〇〇です。6月20日に〇〇委員、〇〇委員、事務局2名、と共に現地を調査いたしました。現地は、〇〇郷字〇〇〇〇の3099㎡の6筆です。〇〇の〇〇〇〇より〇〇へ行く途中に〇〇〇〇の事務所があり、そこから更に100m程行った左手一帯に〇〇〇〇の苗木の育成地が集まっている場所で、〇〇さんの農地も永年〇〇さんが苗木を養成するのにしていた所です。現在も木々が植えていましたが、管理は行き届いていないような状況でした。先般、所有者の〇〇さんの〇〇が亡くなり、今回、管理を所有権移転で〇〇さんに譲りたいと言う事で申請があったようです。簡単ですが、詳しくは地元推進委員へお願いします。」
会長	「続いて、地元推進委員から説明をお願いします。」
推進委員	「17番、〇〇です。〇〇さんは、現在、従業委員数も増えており、今回の場所は雑山ではないですが、かなり荒れてはおりました。これからは、しっかりと管理をすると〇〇さんからも話を聞いておりますので、これから、まだまだ価値ある農地と思いますし、〇〇さんの方も〇〇さんが亡くなられて、今後対応が困難と言う事を踏まえまして、この案件については了承をお願いしたいと思います。」
会長	「これより議案第4号について質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。3条1番から4

会長	<p>番まで1件ずつ採決したいと思います。」</p> <p>「まず3条1番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第4号 3条1番 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。「続いて3条2番について許可することで御意義ございませんか」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第4号 3条2番農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。」</p>
会長	<p>「続いて3条3番について許可することで御意義ございませんか」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第4号 3条3番農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。</p> <p>「続いて3条4番について許可することで御意義ございませんか」</p>
委員	<p>「2番、〇〇です。質問ですが、なぜ1年契約に至ったのでしょうか。普通3年契約等が通常妥当な年数かと思われませんが、3年、5年の契約等を結ぶ事は出来なかったのでしょうか。」</p>
事務局	<p>「この案件は、今回基盤強化促進法の更新に伴い、耕作者が非認定者のため3条への移行となり、案内を出しておりました。</p> <p>〇〇さんより3年の契約の話があっておりましたが、この件に</p>

事務局	<p>関しては、〇〇さんの方より、何年契約でも自動更新するのであれば、特に問題が無いので1年更新で様子を見ながら契約をしていきたいと申し出があり、その旨〇〇さんに伝えて1年契約といたしました。」</p>
事務局	<p>「それとは別に、中間管理機構の契約があり中山・五反田・石木・小串が現在集積をされておりますが、今後の重点地域と言う事で農林係の方で、まず下組から取り掛かり、新谷の方も機構集積での計画をする予定で、今後話し合いをしながら契約を結ぶことになれば中間管理機構での集積にと言う事も考えられます。そう言う事も考えられて1年と言う事になったのではと思われま。」</p>
会長	<p>「他にないでしょうか。」</p>
委員	<p>「6番、〇〇です。せっかく〇〇推進委員もお見えですので、よかったらお聞きしてはいかがでしょうか。」</p>
会長	<p>「はい。推進委員の〇〇さん、お願い致します。」</p>
推進委員	<p>「19番、〇〇です。6月20日に現場を見てきました。現状は、前にあったアスパラのハウスも撤去されていて、多少雑草が生えていましたが、これも1日あれば除草できますし、除草後すぐにタマネギを植える事も可能ですと言うお話でしたので問題はないかと思えます。」</p>
事務局	<p>「採決に入ります。異議なしでよろしいでしょうか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第4号 3条4番 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。」</p>
会長	<p>「続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の1番について議題といたします。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」</p>

会長	「地元委員については、本人が申請者ですので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「この辺りは宅地化しておりますが、残りの農地についてはどのようなになっているのでしょうか。」
委員	「この辺りの農地は、ここが最後となる農地で、あとは、〇〇さんの残された農地のみとなります。」
会長	「了解しました。」
事務局	「本来であれば、都市計画で市街化区域とかがあれば報告だけで良いのですが。」
会長	「質疑など無いようですので、許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の1番については許可相当として進達することに決定いたします。」
事務局	<p>「続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の2番について議題といたします。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」</p> <p>42ページをお開き下さい（議案朗読及び説明）</p> <p>「農地の区分は農業振興地域外で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種・第3種にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
会長	それでは、調査委員から説明をお願いします。」
委員	「7番、〇〇です。20日に〇〇委員、〇〇委員と事務局と地元

委員	委員と私で調査・立合いをして頂きました。特に問題はないと思いますので、ご協議の程、よろしくお願い致します。」
会長	「続いて、私が地元委員ですから説明いたしますが、ここは10年以上も前から耕作はされておらず、除草剤だけをかけて畑とした管理状態でしたが、そこに〇〇〇〇さんの孫の35、6歳の方が、家を建てると言う事で、墓地の近くではありますが申請があり、特に周りに被害をおよぼす事はありません。川を挟み、西側に住宅地がありますし、北側は、大村線のJRが走っておりますし、東と南側は、墓地と墓地用地であります。当初は、線路側に建てる計画があったようですが、土地所有者がはっきりと判明せずに土地が購入出来ないと言う事で地図のように計画がなされたようです。特に問題はありません。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の2番については許可相当として進達することに決定いたします。」</p> <p>「以上ですべての議案の審議を終了しました。」</p> <p>「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」</p> <p>協議事項 ・農地の利用状況調査の日程について</p>
会長	「以上をもちまして令和元年6月の農業委員会総会を終了いたします。」

会 長

議事録署名人

議事録署名人